

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	熊本県大津町

大津町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 熊本県大津町産業振興部農政課
所 在 地 熊本県菊池郡大津町大字大津 1 2 3 3
電 話 番 号 0 9 6 - 2 9 3 - 3 1 1 6
F A X 番 号 0 9 6 - 2 9 3 - 5 7 5 7
メールアドレス nousei@town.ozu.kumamoto.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、カラス等、ニホンザル、アナグマ、タヌキ、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	熊本県菊池郡大津町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	カンショ	3,316 千円 (0.7ha)
	水稻	261 千円 (0.24ha)
	WCS	2 千円 (0.01ha)
	栗	34 千円 (0.06ha)
	里芋	60 千円 (0.03ha)
	ソバ	1 千円 (0.002ha)
シカ	カンショ	99 千円 (0.02ha)
	ネギ	124 千円 (0.02ha)
	牧草	5 千円 (0.02ha)
	大豆	29 千円 (0.09ha)
	栗	28 千円 (0.05ha)
タヌキ	とうもろこし	81 千円 (0.03ha)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ 町内全域で被害があっている。特に、北部地区は特産であるカンショの生産が盛んであり被害が甚大である。 また、カンショ被害の多い北部地区はその対策はとっているものの、被害は依然として発生している。 ②ニホンジカ 町内全域で被害があっている。南部地区ではカンショだけでなく大豆や栗など様々な農作物が被害にあっている。
--

③カラス等
北部地区を中心にキャベツの食害や春先のカンショ苗付けが終わった時期に、苗を引き抜く悪戯が多く、ビニールハウスに穴をあけるなどの被害が度々発生しており、潜在的な被害はあっていると思われる。
④ニホンザル
町内全域でサルの群れの目撃情報が一年を通して相次いでいる。住宅地でも目撃情報が発生しているので、今後も注意が必要である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率（%）
イノシシ	3,674 千円（1.042ha）	1,469 千円（0.41ha）	60%
ニホンジカ	285 千円（0.2ha）	114 千円（0.08ha）	60%
カラス等	—	—	—
ニホンザル	—	—	—
タヌキ	81 千円（0.03ha）	—	100%
アナグマ	—	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	平成3年から、大津町有害鳥獣捕獲隊を整備しており、年間を通じて有害鳥獣捕獲を実施してきた。捕獲手段については銃器及びわなでの捕獲を実施してきた。	全国的に問題になっている捕獲従事者の高齢化により従事者の確保や真夏の捕獲従事が困難となっている。
防護柵の設置等に関する取組	平成16年度及び平成18年度以降において町の補助事業を行い、農家個人等に設備購入の助成を行ってきた。農家個人での被害防止対策は非常に重要であり引き続き助成を行いたい。	農家意識は高く防護柵等の整備は行われてきているが、少し離れた対策を講じていない農地に被害が発生し、「いたちごっこ」の状況となっている。被害があった農家だけでなく、地域ぐるみの対策を行う必要がある。

生息環境管理その他の取組	緩衝帯の設置、放任果樹の除去は実施していない。鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等については捕獲隊から地域駆除隊に指導を行い被害低減に向けた取組を行っている。	農家の高齢化により耕作放棄地が増加し、放任果樹が増えている。
--------------	--	--------------------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

大津町における有害鳥獣による被害については、令和3度は、イノシシ、ニホンジカ、タヌキによる農作物被害が報告されている。大津町では被害防止計画を策定するにあたり、令和7年度目標値を目指すために被害の軽減目標を令和3年度より約60%減とする。

これまで大津町では大津町有害鳥獣捕獲隊に有害鳥獣の捕獲業務を依頼し、捕獲を中心とし有害鳥獣の個体数調整による被害防止対策をとってきた。しかし、より一層の被害の軽減を図るため、捕獲と併せ、平成16年度から大津町鳥獣害防止対策事業（電気柵の資材費の補助）を実施し、また、各補助事業等を用いてイノシシ等の有害鳥獣の侵入防止対策を図る。今後は、引き続き電気柵等の設置拡大に努めるほか、地域においても鳥獣に対する習性や被害防止対策を学習し、イノシシ等の鳥獣を寄せ付けない地域環境の改善に努め、有害鳥獣の侵入防止を図る。そして、大津町有害鳥獣対策協議会と連携しながら事業等を活用して被害防止を図る。また、有害鳥獣捕獲についても、捕獲従事者確保の観点からも捕獲者に対する費用負担の軽減やイノシシのわな、カラス等の捕獲、追払い等の機材の導入についても検討していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大津町有害鳥獣捕獲隊（3班体制）に年間の有害鳥獣捕獲業務を依頼し、予察捕獲と農林業者等からの被害報告により被害調査を実施し、捕獲が必要と認められる場合は町からの有害鳥獣捕獲許可を受け対処捕獲を実施し、有害鳥獣の個体数調整に努める。また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用にも努める。

なお、令和3年度から地域駆除隊（鳥獣による農林作物や生活環境等への被害防止に努める農業従事者又は地域住民で組織する団体）を発足し、地域での被害の軽減を図っていく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス等	被害の発生している地域及び大津町有害鳥獣対策協議会と連携し事業を活用することにより鳥獣捕獲に取り組む。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ イノシシの生息数は増加及び生息範囲拡大の傾向にある。 (捕獲実績 令和2年度 229頭、3年度 157頭、4年度 229頭) このようなことから、過去の被害状況を踏まえ、連続して被害が発生している地域においては予察捕獲を実施し、新たに被害が発生した場合においては必要に応じて対処での捕獲を行う。ICT機材を活用した有害捕獲の実施も今後予定しており、計画捕獲数を400頭とする。

②カラス等

カラス等によるカンショの苗付け及び収穫期に被害が発生しているが、最近では年間を通じ畜舎などの農業用施設において、敷地内に入り飼料を食べたり家畜をつついたりするなどの被害も出ており、施設の衛生面においても深刻な問題となっている。

（捕獲実績 令和2年度 31羽、3年度 35羽、4年度 36羽）依然として多くの被害が確認されており、継続して捕獲を行っていく。今後誘導捕獲柵わなの導入を予定しており、捕獲計画数は150羽とする。

② ニホンジカ

過去に山林で数本のヒノキの被害が確認されていたが近年は平地で目撃されている。（捕獲実績 令和2年度 58頭、3年度 141頭、4年度 162頭）被害情報及び目撃情報により、今後の被害拡大が特に予想される獣種でありICT機材を活用した有害捕獲の実施も今後予定しており、計画捕獲数を4004頭とする。

③ ニホンザル

令和2年度にニホンザルの群れが、農地及び住宅地に出没している。令和4年度は住宅地内での目撃も出ている。生活環境被害等、深刻な問題となっているが、農作物被害は報告されていない。出没の際は組織的に追い払い等の被害防除対策を行っているが今後も被害が予想される。捕獲計画数を毎年30頭とする。

⑤ アナグマ

食害が近年発生しており、今後も被害が予想される。捕獲計画数を毎年度30頭とする。

⑥ タヌキ

食害が近年発生しており、今後も被害が予想される。捕獲計画数を毎年度30頭とする。

⑦ アライグマ

近隣市町村でも目撃情報が発生しており、本町での目撃も今後予想されることから、捕獲計画数を毎年度30頭とする。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	400 頭	400 頭	400 頭
ニホンジカ	400 頭	400 頭	400 頭
カラス等	150 羽	150 羽	150 羽
ニホンザル	30 頭	30 頭	30 頭
アナグマ	30 頭	30 頭	30 頭

タヌキ	30 頭	30 頭	30 頭
アライグマ	30 頭	30 頭	30 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
1 年間のうち被害が多発している 4 月～10 月についてカラス等、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルを対象とした銃器・わなによる予察捕獲を中心に行う。アナグマ、タヌキ、アライグマについては目撃情報を勘案し、わなによる予察捕獲を中心に行う。捕獲にあたっては、鳥獣保護管理事業計画に基づき、適正な捕獲許可に努め、事故発生の防止や錯誤捕獲の防止を図る。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
主に 5 月～10 月の東部地区ではイノシシやニホンジカ、ニホンザルの被害報告が多くなっている。このため、取り逃しを防ぎ、確実に有害捕獲するため、殺傷能力の高いライフルを使用する必要がある。ただし、安全性に配慮し、事故の恐れが無い地域に限定して実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大津町	ニホンジカ、アライグマ、アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予定なし			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予定なし			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ カラス等 ニホンザル	被害が著しい地区に対して要望があれば、地域ぐるみで対策を行えるよう研修会を実施する。また、実施隊による優良事例地への視察研修も実施する。 そして、熊本県と連携し地域の被害防止対策講習会等を行い、対策に係る基礎知識を周知させる。
令和6年度		関係機関と連絡を取り協議を行い、対策として防護柵が必要ならば購入又は補助事業等により導入する。
令和7年度		被害が増加した場合、住民対象に説明会を実施し、更なる侵入防止対策を図る

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

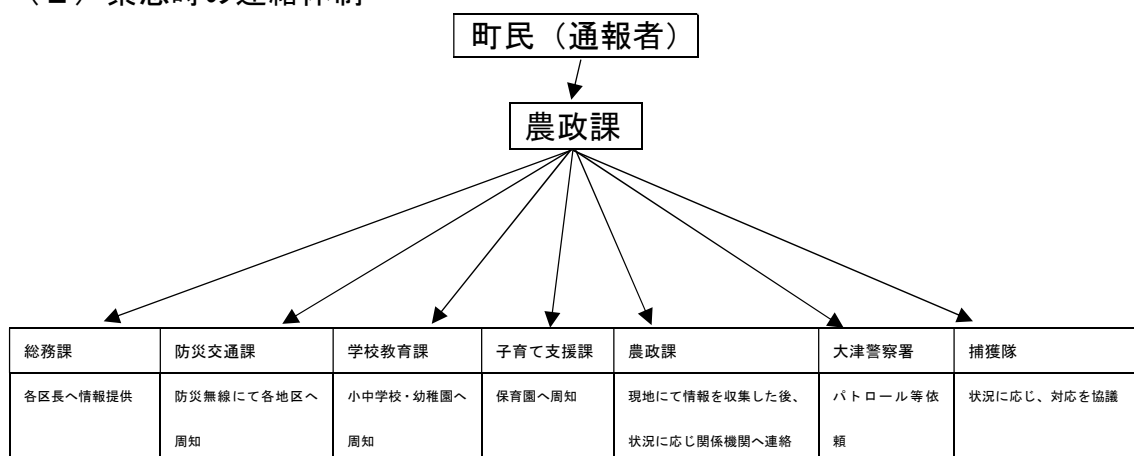
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大津町役場総務課	各区長への情報提供
大津町役場防災交通課	防災無線にて各地区へ周知
大津町役場学校教育課	小中学校・幼稚園へ周知

大津町役場子育て支援課	保育園へ周知
大津警察署及び各派出所	パトロール等依頼
大津町有害鳥獣捕獲隊	状況に応じ、対応を協議
大津町役場農政課	現地にて情報を収集した後、状況に応じ関係機関等へ連絡

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は捕獲後速やかに焼却、埋却等の適正な処理を行うこととする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状：利用なし 目標：予定なし
ペットフード	現状：利用なし 目標：予定なし

皮革	現状：利用なし 目標：予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状：利用なし 目標：予定なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
大津町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣捕獲の実施（銃器・わな）
菊池地域農業協同組合 大津中央支所	有害鳥獣関連被害情報の提供と被害防止資材業務実施に係るオブザーバー
熊本県農業共済組合 菊池支所	有害鳥獣関連被害情報の提供に係るオブザーバー
菊池森林組合	有害鳥獣関連被害情報の提供に係るオブザーバー
大津町農業委員会	耕作放棄地の提供に係るオブザーバー
大津町役場産業振興部経済部 農政課	事務局を担当し、協議会に関する情報・調整を行う

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県北広域本部	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供及び協力
熊本森林管理署	国有林野の被害情報の提供及び協力
菊池森林組合	山林所有者の植栽被害の情報提供及び協力
熊本県農業共済組合菊池支所	被害発生場所、被害額の情報提供及び協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 25 年 8 月 20 日に実施隊を設置 隊長：農政課長 規模：隊員数 30 名（町職員 5 名、民間隊員 25 名） 活動内容：捕獲活動、侵入防止柵の設置、被害調査、技術指導
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

全国的に課題となっている捕獲従事者の高齢化により、数年後は捕獲従事者の減少が懸念される。有害鳥獣の捕獲については、市町村単位で効果を上げることは難しく、熊本県による狩猟免許取得者増加に対する取組みと広域での農作物被害防止対策の検討を行う。また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

大津町においてはイノシシ、シカによる被害が大半を占めているが、カラスやアナグマ、アライグマ、サル等の有害鳥獣においても潜在的な農業被害は出ている。本計画に記載しているもののほか、その他必要事項については、関係機関と連携し、農林作物被害の低減に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。